



死亡災害発生情報

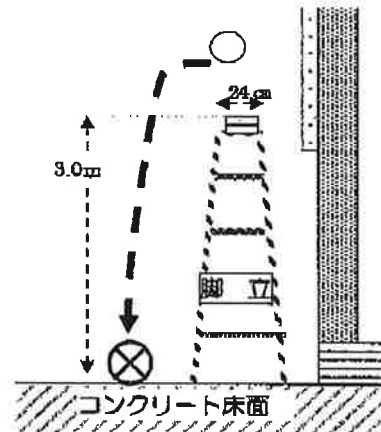
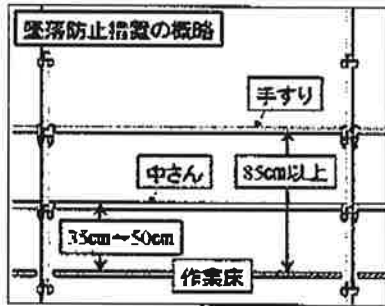
- 1 発 生 年 月 日 令和2年9月4日(金) 14時40分
- 2 発 生 場 所 柏崎市
- 3 事 業 場 の 業 種 木造家屋建築工事業
- 4 現 場 労 働 者 数 1名(単独作業)
- 5 元 請・下 請 の 別 元請
- 6 発 注 者 民間
- 7 災 害 の 種 類 墜落・転落
- 8 死 傷 者 死亡1名 男性 年令51歳 大工 経験年数 35年
- 9 発 生 状 況

令和2年建設業死亡災害件数	
9月4日現在	5名
令和元年 同日現在	6名

木造家屋の外壁補修工事において、高さ3mの脚立足場上で外壁材の張替え作業を行っていた被災者がコンクリート床面に墜落したものと見られる。

使用していた脚立足場は2台の脚立の天板上に足場板(幅24cm、長さ400cm)2枚を重ねて架け渡したもので、足場板は固定されておらず手すり等の墜落防止措置も講じられていなかった。

また、被災者は安全帯及び保護帽も着用していなかった。



10 コメント

建設業における死亡災害は依然として墜落災害が高い割合を占め、なかでも低層からの墜落及び足場からの墜落が目立っており、低層作業においても適正な墜落防止措置を講じた足場の設置の徹底を図る必要があります。

- ① 高さ2m以上の作業箇所では、手すり等の墜落防止措置を設けることができない脚立足場やうま足場は使用できません。
- ② このため高さ2m以上の作業箇所では原則として本足場を設置し、幅40cm以上の作業床(足場板)と上図のような手すり、中さん等の墜落防止措置を設けることが必要です。
- ③ 高さ2m未満であってもできるだけ足元が不安定になりやすい脚立等の使用は行わず、床面の広い可搬式作業台や手すり付き脚立などを使用することとします。
- ④ 建設現場においては、いかなる場合も保護帽は必ず着用します。(高所作業では墜落時保護用の保護帽とします。)

全国労働衛生週間が10月1日からスタートします。

本年のスローガンは、「みなおして 職場の環境 からだの健康」です。

この機会に健康保持・増進等の重要性についての認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりをお願いします。



2020/09/29 09:32 0252857144
 (一社)新潟県建設業協会 御中
 2020/09/29 09:27 建災防新潟県支部